

# 管きよ更生工法における設計・施工 ガイドライン(案) 中間とりまとめ Q&A

平成29年4月5日付で公表しました第5回中間とりまとめを含む全ての中間とりまとめに対するQ&Aを下記のとおりとりまとめしています。

| NO | 質問  | 回答   |
|----|---|--|
| 1  | <p>第4回とりまとめ<br/>2. (1)2)穿孔研修制度の実施の項目<br/>○施工技術者<br/>品質確保の観点から、取付管口穿孔の施工にあたっては、当該施工に関する実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者、施工を熟知した技術者※1を選任する。ただし、…当分の間は、取付管口穿孔の十分な実務経験を有しかつ、各工法…代えてもよい。</p> <p>⇒①上記の有資格者とは、具体的にどこの機関が実施した資格を指すのでしょうか。</p> | <p>→掲載文章に一部誤植がございました。正しくは、以下のとおりです。</p> <p>～当該施工に関する実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者※1を選任する。</p> <p>各工法協会等で実施している資格(研修等の修了者)です。<br/>※例にある、「取付管口穿孔技士」は、品確協で認定しています。</p> |
| 2  | <p>②上記の取付管口穿孔の十分な実務経験とは、「期間」と「施工箇所数」どちらを指すのでしょうか。<br/>また、どの程度の「期間」または「施工箇所数」を指すのでしょうか。</p>  | <p>→明確な基準は設けておりません。</p>  |
| 3  | <p>第5回とりまとめ<br/>2. (5)円形複合管の常時計算における水平土圧の取扱い<br/>⇒①この場合の「構造計算」は、何に準拠すればよいのでしょうか。<br/>②また、「照査方法」についても、何に準拠すればよいのでしょうか。</p>   | <p>→改定版ガイドラインの参考資料へ掲載予定の計算例にお示しする予定ですが、発刊までは各工法協会へお問い合わせください。基本的には構造計算、照査方法については、これまでと変更はありません。水平荷重の設定方法のみ変更となり、矩形きよの考え方を一部とりいれております。</p>                              |
| 4  | <p>第5回とりまとめ<br/>2. (6)現場打ち矩形管きよ複合管の耐震設計における管軸方向の強度の照査の取扱い<br/>文中の「なお、表面部材がない既設管路について、耐震計算例に…された。」の部分について。</p> <p>⇒上記の「表面部材がない既設管路」とは、何を指してあるのでしょうか。</p>   | <p>→表面部材がない既設管路とは、モルタルと表面部材を除いた、更生していない状態の既設管のことを指しています。この検討では、更生された複合管として管軸方向の強度を検証することが困難であるため、更生をしていない状態の既設管で検証したことを示しています。</p>                                     |
| 6  | <p>第5回とりまとめ<br/>2. (8)管きよ更生工事における資格制度の活用<br/>の検討</p> <p>⇒資格の例として、2つの資格の記載がありますが、現在、他の資格の取扱いはどのようになるのでしょうか。<br/>現状では、これらの資格と同等の取扱いはできないのでしょうか。</p>   | <p>→資格の例は、中間とりまとめ時点で、本文にある4つの要件への適合や中立性・公平性をもって行われる試験であることの確認が出来たものを示しています。したがって、上記の確認が出来たものは、先の2つの資格と同等の取扱とすることができます。</p>   |
| 7  | <p>第5回とりまとめ<br/>2. (7) 既設管の鉄筋耐力評価手法の確立<br/>⇒鉄筋を切出した場合の補強はどのように行うのか。</p>   | <p>→基本的には鉄筋を切出した箇所はモルタルで埋戻し、更生時に該当箇所は鋼材で補強していただきたいと考えています。(各種継手による補強が可能な場合はこの限りではありません。)</p>   |